

事 務 連 絡
平成15年5月13日

各 国 立 学 校
各大学共同利用機関
大学評価・学位授与機構
国立学校財務センター
文部科学省各施設等機関 御中
日 本 学 士 院
文部科学省各独立行政法人
文 化 庁

文部科学省大臣官房人事課福利厚生室

受動喫煙防止対策について（送付）

このことについて、[別紙（写）のとおり通知](#)がありましたので送付します。
については、各機関におかれても、健康増進法第25条の制定の趣旨をご理解の上、
適切な受動喫煙防止が講じられるようご協力方よろしく申し上げます。